

津市小規模企業者 原油価格高騰対策事業継続支援金

【申請要領】

【受付期間】

令和4年7月11日（月）から令和4年11月10日（木）まで

【申請書類の提出方法】

郵送のみ受付 令和4年11月10日（木）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則、郵送による受付とします。

<宛先> 〒514-0131

三重県津市あかつ台4丁目6番地1 あかつピア1階

津市ビジネスサポートセンター内

津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

【お問い合わせ先】

支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

◆ 津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金相談窓口

電話番号：059-236-3355

受付時間：9時から17時まで（土日祝を除く）

※必ずお読みください※

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
- 2 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、支援金の交付を受けた申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 3 支援金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、津市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなします。
- 5 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

I 支援金の概要

■趣旨

原油価格高騰の影響を大きく受ける小規模企業者の負担軽減を図り事業継続を支援することを目的として支援金を交付します。

■交付要件

令和4年1月～6月の期間で、電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油（以下「エネルギー関連経費」という。）の経費が、いずれかの月において、①10万円以上20万円未満の事業者、②20万円以上の事業者。（※市内事業所の事業で支出した経費のみ対象となります。）

■交付額

①の事業者（エネルギー関連経費が10万円以上20万円未満）・・・5万円

②の事業者（エネルギー関連経費が20万円以上）・・・・・・・・・・10万円

※本支援金の申請は、1事業者につき1回限りになります。

II 対象事業者

津市内に事業所を有する法人及び個人で、以下のすべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 「小規模企業者」に該当する
- (2) 市税の未納がないこと
- (3) 支援対象経費について、他の公的制度から同一の経費に対して補助金等を受けられないこと
- (4) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること

《小規模企業者とは》

小規模企業者とは以下の①・②のいずれかに該当するもののことをいいます。

- ① 卸売業、サービス業（飲食業含む）、小売業で、常時使用する従業員の数が5人以下
- ② 製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業、その他の業種（上記①を除く）で、常時使用する従業員の数が20人以下

※業種については、総務省所管の「日本標準産業分類」の業種分類で判断します。

※常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」に該当すると解されており、下記以外は常時使用する従業員となります。

- 1 日々雇い入れられる者
- 2 2か月以内の期間を定めて使用される者
- 3 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- 4 試の使用期間中の者
- 5 会社役員や個人事業主

次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。

- 政治団体、宗教上の組織又は団体
- 支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの
《「会社」に該当しない法人の例》
医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合）
※農業法人は会社法上の会社形態（株式会社等）であれば対象となります
- 令和4年1月から6月までの全期間において、他の公的機関等から、同一のエネルギー関連経費に対して、支援金、補助金その他名称の如何を問わず交付される制度の対象事業者

Ⅲ 申請から交付までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要領を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類の提出

P4～6「申請に必要な書類」で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを郵送にて提出してください。

なお、提出書類は申請書及び提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

■審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知等をおこないます。

また、必要があれば申請書類に関して説明を求めることがあります。

■交付決定及び確定通知

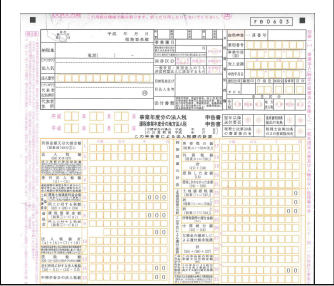
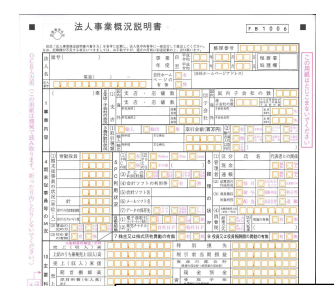
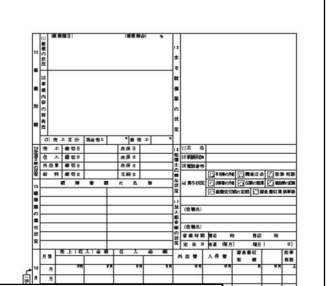
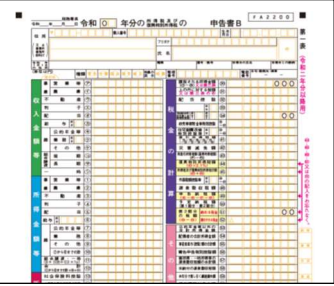
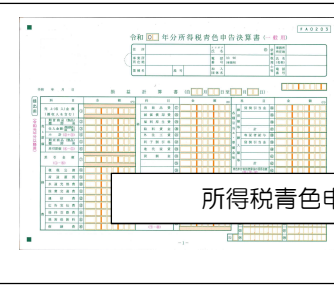
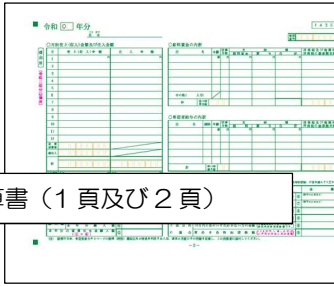
支援金の交付決定及び確定通知は、書面にて通知します。

■交付について



交付決定及び確定通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

申請に必要な書類

※各確認資料の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。

提出書類一覧	
1	<p>◆小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金交付申請書（請求書）【第1号様式】</p> <p>法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の認め印を押印してください。</p> <p>※代表者印（会社実印）とは会社設立時に法務局に登録した印鑑</p> <p>※代表者本人の自署の場合は押印を省略できます。</p>
2	<p>◆確定申告書の写し（<u>収受印入り</u>）又は令和4年1月から同年6月までの開業届等の写し</p> <p><法人></p> <p>令和3年分の収受印入り「法人税の申告書（別表一）」及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写しを提出してください。</p> <p><個人></p> <p>令和3年分の収受印入り「所得税の申告書B（第一表）」の写し及び「所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）」の写しを提出してください。（白色申告者の場合は、所得税の申告書B（第一表）の写し及び収支内訳書の写しをご提出ください。）</p> <p>※令和4年1月から同年6月までに開業した方は、開業届（<u>収受印入り</u>）の写しを確定申告書の代わりにご提出ください。</p> <p>※e-Taxを利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>法人税の申告書（別表一）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>法人事業概況説明書（両面）</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>所得税の申告書 B（第一表）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>所得税青色申告決算書（1頁及び2頁）</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>

3	<p>◆エネルギー関連経費（ガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガス）の領収書等の写し</p> <p>令和4年1月から6月の期間で市内事業所の事業にエネルギー関連経費を支出したことを証する領収書等の写し。領収書等には取引の内容が確認できる事項が記載されている必要があります。具体的には、宛名、発行者名、金額、取引品目、支払日もしくは領収日(以下「必要事項」という。)が記載されている必要があります。</p> <p>通帳の写しや、クレジット明細等を領収書としてご提出いただく場合は、必要事項の記載がないため、請求書等（必要事項の記載がある）を併せてご提出ください。</p> <p>※領収書等は本市指定の貼付台紙に燃料別に貼り付けてご提出ください。</p> <p>※エネルギー関連経費が20万円を超える場合は、すべての領収書ではなく、超えることを確認できる範囲の領収書を提出してください。</p> <hr/> <p>■エネルギー関連経費の合計額の算出について</p> <p>本支援金におけるエネルギー関連経費の合計額の算出は、支払月における対象経費の合計額となります。以下の例のように、締め日等の経費が発生した月ではなく、実際に支払った月で合計額を算出します。</p> <p>(具体例)</p> <p>令和4年3月中に発生した経費を「月末締め翌月末払い」の条件で支払う場合、同経費については令和4年4月分のエネルギー関連経費となります。</p>
4	<p>◆市税の完納証明書</p> <p>市税に滞納がないことを証する書類。市外の事業者が市税の完納証明書を請求する場合は、市外事業所が所在する自治体で完納を証明する書類をご取得ください。</p>
5	<p>◆本人確認書類の写し</p> <p>申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのものを提出してください。運転免許証、マイナンバーカード等がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <div data-bbox="1157 1417 1372 1541" data-label="Image"> </div> <p>例) 住民票</p> <p>氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等</p> <p>※運転免許証で住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p> <p>※法人の場合は履歴事項全部証明書で代用が可能です。</p>

6	<p>◆申請者名義の通帳の写し</p> <p>振込先となる通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関名 ② 支店名 ③ 口座番号 ④ 口座名義人（漢字、フリガナ） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>オモテ面</p>  </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>1・2ページ目</p>  </div> </div>
7	<p>◆小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金交付申請に係る誓約・同意書</p> <p>【第2号様式】</p> <p>法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の認め印を押印してください。</p> <p>※代表者印（会社実印）とは会社設立時に法務局に登録した印鑑</p> <p>※代表者本人の自署の場合は押印を省略できます。</p>
8	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足が無いように確認してください。</p>